



2024年JAF全日本ダートトライアル選手権 第3戦 北海道ダートスペシャルinスナガワ

特別規則書

開催日

2024年5月25-26日

開催場所

オートスポーツランドスナガワ・ダートトライアルコース

オーガナイザー

AG.メンバーズスポーツクラブ北海道

第1条 競技会の定義及び組織

2024年JAF全日本ダートトライアル選手権第3戦「北海道ダートスペシャルinスナガワ」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIAの国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則、2024年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2024年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2024年JAF全日本ダートトライアル選手権第3戦
北海道ダートスペシャルinスナガワ

第3条 競技種目

ダートトライアル

第4条 競技の格式

JAF公認：国内競技、 JAF公認番号：2024年 第 8504号

第5条 開催日程

2024年5月25日（土）～ 26日（日）2日間

第6条 競技会開催場所

名称： オートスポーツランドスナガワ ダートトライアルコース
所在地： 北海道砂川市オアシス（コース公認No. 2024-II-0103）
担当者名： 三上 清春（株式会社邦明商事）
TEL： 011-864-3393
FAX： 011-864-1182

第7条 オーガナイザー等

オーガナイザー名： AGメンバーズスポーツクラブ北海道
代表者名： 田畑 邦博
所在地： 〒003-0022 札幌市白石区南郷通19丁目南4-9
TEL： 011-864-2003
FAX： 011-864-1182
当日の連絡先： 090-7510-5117（事務局：小池）

第8条 組織委員会

組織委員長 田畑 邦博
組織委員 榎田 龍史
組織委員 坂 昭彦
組織委員 米澤 章
組織委員 小池 治郎

第9条 競技会主要役員

1) 競技会審査委員会

審査委員長 円実 司（JAF派遣）
審査委員 稲玉 秀幸（JAF派遣）
審査委員 恒松 雅彦（組織委員会任命）

2) 競技役員

競技長 榎田 龍史
副競技長 坂 昭彦
コース委員長 関根 正人
計時委員長 永井 真
技術委員長 石川 和男
パドック委員長 三上 清春
救急委員長 米澤 章
医師団長 野田 健
事務局長 小池 治郎

第10条 参加申込および参加費用

参加申込方法は基本Eメールとする。Eメールでの送信が難しい方は参加申込書類を下記住所に郵送する事。

1) 参加申込場所および問い合わせ先（大会事務局）

所在地： 〒003-0022 札幌市白石区南郷通19丁目南4-9
北海道ダートスペシャルinスナガワ大会事務局

担当者： 小池 治郎

TEL： 011-864-2003 FAX： 011-864-1182

Email： entry@homei-gr.com

<参加料振込先>

北海道銀行： 流通センター前支店（普通口座）

口座番号： 1073086

口座名義： 北海道ダートスペシャル大会組織委員会

* 振込人と参加者が異なる場合、必ず振込人がどの参加者に該当するかオーガナイザーに連絡する事。

* 参加申込書をエントリーフィーと共に郵送する場合、必ず現金書留で郵送する事。

2) 参加受付期間

受付開始： 2024年3月25日（月）

締切日： 2024年4月22日（月）18:00 必着

3) 提出書類

所定の参加申込書、車両申告書、選手紹介書等に必要事項を記入し、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申込むこと。

Eメールでの申し込みの場合、署名済み書類の提出は公式受付時まで構わない。その場合でも、参加申請が受理された時点で参加者には国内競技規則4-11の競技参加の義務が発生するものとする。

4) 誓約文

参加に際し、国内競技規則4-15で定める誓約文に競技参加者、競技運転者、サービス員がそれぞれ署名しなければならない。

5) 参加料

参加料は振込または現金書留を使用、もしくは事務局に持参する事。

¥41,800（税込み）（全クラス）

6) その他

- ・サービス員登録 : 1名につき ¥2,200 (税込み)
(申込書にて氏名登録する事)
- ・予備スペース : 1スペースにつき ¥4,400 (税込み)
(2.5m X 4.8m)
- ・サービスカー登録料 : 1台につき ¥5,500 (税込み)
(車両全長4.8mまで*)

注: サービスカー登録料には1スペース(2.5mx4.8m)が付帯しますが、参加台数により、サービススペースに隣接できない場合がある。
また、予備スペースとサービスカー登録を重複して申し込む事は可能だが、パドックの収容量を越えた場合、いずれかの申込みを受付できない場合がある。その際は参加申込み順に優先とする。

- ・公開練習 : ¥7,700 (税込み) (2本走行予定)
(公開練習は公式競技ではなく、公式競技に適用される諸規則は適用されず、参加は任意です。詳細はインフォメーション参照のこと。)

7) 参加受理書

参加受理書はEメールで送信する。

第11条 サービス員、サービスカー

競技参加者は、パドックサービス員およびパドックに持ち込むサービスカーについて競技参加申込と同時に登録を必要とする。登録したサービスカーはパドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。登録以外の車両積載車等の車両は、オーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。

第12条 競技のタイムスケジュール

5月25日(土)

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ゲートオープン | 08:00 |
| 公開練習受付 | 08:00～09:00 |
| 公式受付A | 08:00～16:00 |
| 公開練習慣熟歩行1 | 09:00～10:00 |
| 公開練習ドライバースブリーフィングは行わない | |
| 公開練習第1ヒート | 10:10～ |
| 公開練習慣熟歩行2 | 第1ヒート終了後10分後から40分間 |
| 公開練習第2ヒート | 第1ヒート終了後60分後 |
| 車両持出申請 | 13:30～16:30 |
| 公式車両検査A | 13:30～16:30 |
| 車両保管 | 16:30～翌06:00 |
| 第1回審査委員会 | 17:00～ |
| ゲートクローズ | 17:30 |
- *公式車両検査終了車両は車両保管とします。ただし持出車両は除く。
*車両持出申請は16:30までとする。
*公式受付Aおよび公式車両検査Aを原則とする。但し、車両変更申請は公式受付B(参加確認受付)終了までとする。
*なお、公式受付Aを済ませた場合でも、決勝当日の参加確認受付を必ず受けなければならない。

5月26日(日)

- | | |
|---------|-------------|
| ゲートオープン | 06:00 |
| 持出車両検査 | 06:00～07:00 |

- | | |
|---|--------------------|
| 公式受付B(参加確認受付) | 06:00～07:00 |
| 公式車両検査B | 06:10～07:10 |
| 慣熟歩行1 | 07:10～08:20 |
| 集合形式の開会式及びドライバースブリーフィングは実施しない。 (*第17条参照) | |
| 第1ヒート | 08:30～ |
| 慣熟歩行2 | 第1ヒート終了後10分後から40分間 |
| 第2ヒート | 第1ヒート終了後60分後～ |
| 表彰式 | 15:00(予定) |
| *第1ヒート終了後コース整備及び散水を行う場合がある。 | |

第13条 慣熟歩行

慣熟歩行は徒歩にて行う。

第14条 賞典

- ・全クラス 1位から3位* JAF楯、オーガナイザー楯又はトロフィー、副賞
- ・全クラス 4位から6位* オーガナイザー楯又はトロフィー、副賞
(*但しJAF楯を除き、対象者数は当該クラス参加台数の30%を下回らない範囲で賞典の制限を行う場合がある。)

第15条 順位決定

2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用する。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な者
- 2) 排気量の小さい順
- 3) 競技会審査委員会の決定による

第16条 計時

- 1) 計測は自動計測器を使用し、1/1000秒まで計時し、その計測結果を成績とする。
- 2) 万一、メインの計測器に計測不能等が発生した場合に限り、別個の独立した自動計測器のタイムを成績とする。

第17条 感染症対策に関する特別処置

- 1) 感染症の拡大を防止する為、全選手が集合しての開会式およびドライバースブリーフィングは行わない。参加者には公式受付Bでブリーフィング資料を配布する。
- 2) 質問がある場合は、競技に関しては競技長に、競技以外に関しては事務局長に連絡する事。

第18条 損害の補償

- 1) 参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害・盗難・紛失等の被害ならびに会場施設・器物を破損させた場合の補償等理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者・競技運転者・サービス員(ヘルパー含む)・ゲスト等は、JAF及びオーガナイザーの大会役員・競技役員が一切の責任を免除されることを了承しなければならない。大会役員・競技役員がその役務に最善を尽くす事はもちろんであるが、その役務遂行に起因するものであって、

参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト等・観客・大会関係者等の死亡・負傷・車両等の損害に対して一切の責任を負わないものとする。

第19条 その他の事項

- 1) 競技運転者は競技に有効な保険又は共済(死亡1,000万円以上)に加入している事。
- 2) 国内競技規則4-19に従い参加を不受理とした場合、事務手数料として1,000円を差し引き、参加費用を返金する。

以上
大会組織委員会